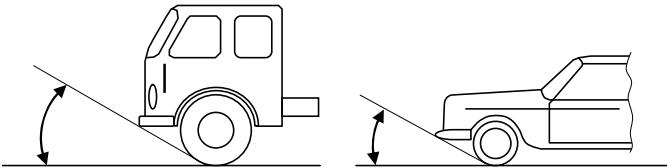
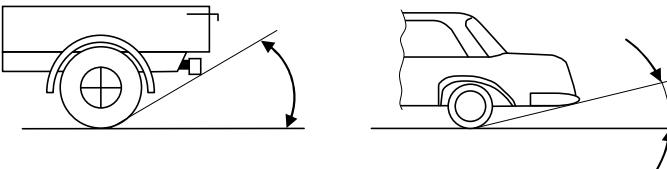
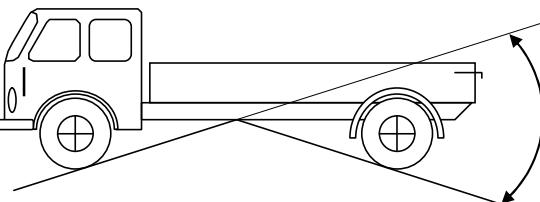
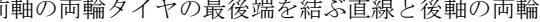
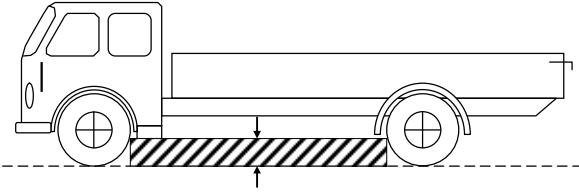


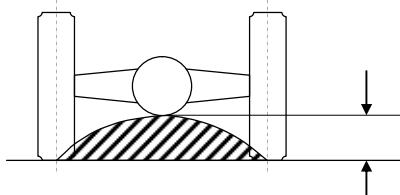
第 7 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第 8 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-33 車枠及び車体の歩行者保護性能</p> <p>7-33-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、当該歩行者の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(2) の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下のボンネットを有する自動車を除く。） ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑨ 被牽引自動車 <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 22 条第 13 項関係、細目告示第 100 条第 17 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの）及びバンパの表面に鋭い突起を有していないこと。 ② UN R127-04 の 5. に適合すること。（使用の過程にある自動車を除く。） <p>ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-04 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読み替えることができる。</p> <p>ア 令和 11 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証（審査当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 11 年 8 月 31 日以前のもの（適用関係告示第 15 条第 41 項関係）</p> <p>(3) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの材質及び構造が指定自動車等と同一の車枠及び車体又は試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (2) ②の基準に適合することが明らかなものと同一の構造を有する車枠及び車体であって、かつ、歩行者の頭部及び脚部の保護に係る性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(2) ②の基準に適合するものとする。（細目告示第 100 条第 17 項関係）</p> <p>(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ②の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。（細目告示第 100 条第 18 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当するもの）及びバンパの表面に鋭い突起を有していないもの ② 欧州連合指令 78/2009 に適合する装置 <p>7-33-2 欠番</p>	<p>8-33 車枠及び車体の歩行者保護性能</p> <p>8-33-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面が歩行者に衝突した場合において、当該歩行者の頭部及び脚部に過度の傷害を与えるおそれの少ない構造でなければならない。（保安基準第 18 条第 6 項関係、細目告示第 178 条第 13 項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量 3.5t 以下のボンネットを有する自動車を除く。） ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 最高速度 20km/h 未満の自動車 ⑨ 被牽引自動車 <p>(2) ボンネット（ボンネットを有さない自動車にあっては、フロントパネル等ボンネットに相当する部分）及びバンパの表面に鋭い突起を有しない車枠及び車体は、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 178 条第 13 項関係）</p> <p>8-33-2 欠番</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-33-3 欠番 <p>7-33-4 適用関係の整理 [歩行者保護の適用除外]</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-33-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第4項、第5項及び第13項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる自動車（②に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ア 平成17年8月31日以前に製作された自動車 イ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車（平成17年9月1日以降の型式指定自動車を除く。） ウ 平成17年9月1日から平成22年8月31日までに製作された自動車であって平成17年9月1日以降の型式指定自動車（平成17年8月31日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車体並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。） エ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（ボンネットを有する自動車に限る。）のうち、次に掲げる自動車 <ul style="list-style-type: none"> （ア）平成27年2月23日以前に製作された自動車 （イ）平成27年2月24日から令和元年8月23日までに製作された型式指定自動車（平成27年2月24日以降の型式指定自動車を除く。） ② 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 次のいずれかに該当する自動車 <ul style="list-style-type: none"> （ア）座席の地上面からの高さが475mm以下の自動車 （イ）次に掲げる6項目のうち5項目以上を満たす自動車 <ul style="list-style-type: none"> （a）地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が25°以上 (参考図)  （b）地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が20°以上 (参考図)  （c）自動車の前軸の両輪タイヤに接し自動車の前軸より後上方に延びる平面と、自動車の後軸の両輪タイヤに接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が20°以上 (参考図)  （d）自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が200mm以上 (参考図)  	8-33-3 欠番 <p>8-33-4 適用関係の整理</p> <p>7-33-4の規定を適用する。</p>



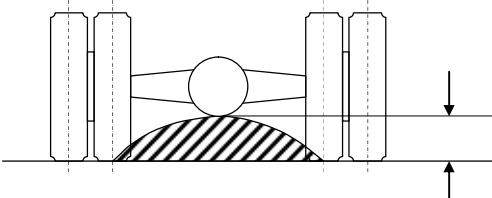
(e) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(参考図)



(f) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

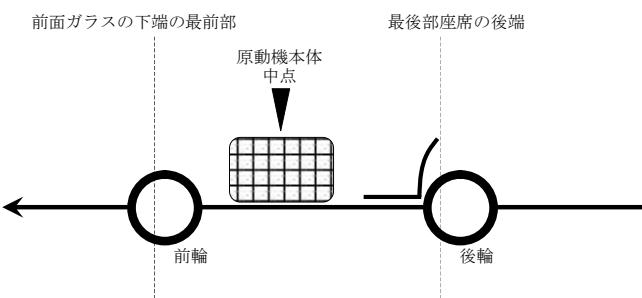
(参考図)



(g) 7-33-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(h) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

(参考図)



(i) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前に位置する自動車

(j) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

(ア) 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車

(イ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。)

(ウ) 平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。)

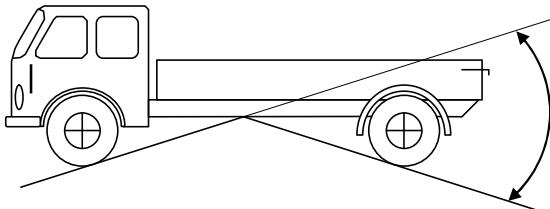
[歩行者脚部保護の適用除外]

(2) 次に掲げる自動車については、7-33-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 14 項関係)

① 平成 30 年 2 月 23 日以前に製作された自動車であり、かつ、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車であって車両総重量 2.5t 以下のもの (軽自動車にあっては、ボンネットを有する自動車に限る。) 及び貨物の運送の用に供する車両総重量 2.5t 以下の自動車であってボンネットを有する自動車 (平成 25 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車 (次

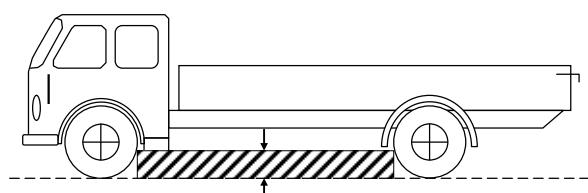
に接し自動車の後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この両平面のなす最小角度が 20° 以上

(参考図)



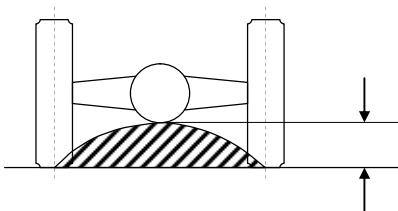
(d) 自動車の前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によって区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面の間の距離が 200mm 以上

(参考図)



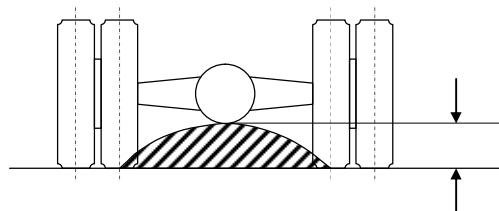
(e) 自動車の前軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

(参考図)



(f) 自動車の後軸直下の最低地上高が 180mm 以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。

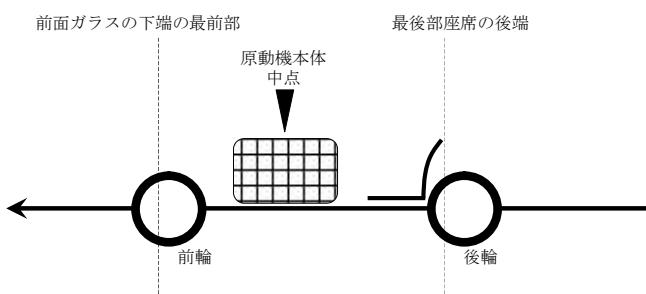
(参考図)



(イ) 7-33-1 (1) の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの

(エ) 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中点が、前面ガラスの下端の最前部をとおり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車

(参考図)



(オ) 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車

(カ) 燃料電池自動車

イ 次に掲げる自動車

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
② 欧州連合指令 78/2009 に適合する装置	
[UN R127-03 適用]	
7-33-10 従前規定の適用⑥	
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 15 条第 42 項関係)</p> <p>① 令和 8 年 8 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 8 年 9 月 1 日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車</p> <p>イ 令和 8 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和 8 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの。</p>	
7-33-10-1 性能要件(書面等による審査)	
<p>(1) 7-33-1 (1) に同じ。</p> <p>(2) 車枠及び車体は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>① 7-33-1 (2) ①に同じ。</p> <p>② UN R127-03 の 5. に適合すること。(使用の過程にある自動車を除く。)</p> <p>ただし、次のア又はイのいずれかに該当する自動車については、UN R127-03 に定める基準のうち「WAD2500」とあるのを「WAD2100」と読み替えることができる。</p> <p>ア 7-33-1 (2) ②アに同じ。</p> <p>イ 7-33-1 (2) ②イに同じ。</p> <p>(3) 7-33-1 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-33-1 (4) に同じ。</p>	